		において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。） BE　前年度以前の年度における AE に規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
十	高等学校費生徒数	算式 $\frac{\sum_{n=14}^{19}(B_n \times C_n) + \sum_{n=6}^{19}(D_n \times E_n)}{69{,}600\text{円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時高等学校整備事業に係る地方債の同意等額のうち、大規模改造事業に係る単独分の同意等額に相当する額（特殊教育諸学校に係るものを除く。） $C_{14} = 0.0332$ $C_{15} = 0.0319$ $C_{16} = 0.0334$ C_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0192 イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0359 C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0151 イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0335 C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0203 イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0368 D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時高等学校整備事業に係る地方債の同意等額のうち、平成 10 年度までの特別老朽施設改築事業に係る許可額に相当する額及び平成 11 年度以降の老朽施設改築

		において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。） AW　前年度以前の年度における AA に規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
十	高等学校費生徒数	算式 $\frac{\sum_{n=13}^{19}(B_n \times C_n) + \sum_{n=6}^{19}(D_n \times E_n)}{70{,}300\text{円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時高等学校整備事業に係る地方債の同意等額のうち、大規模改造事業に係る単独分の同意等額に相当する額（特殊教育諸学校に係るものを除く。） $C_{13} = 0.0336$ $C_{14} = 0.0340$ $C_{15} = 0.0324$ $C_{16} = 0.0338$ C_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0195 イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0365 C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0210 イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0368 C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0206 イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0374 D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時高等学校整備事業に係る地方債の同意等額のうち、平成 10 年度までの特別老朽施設改築事業に係る許可額に相当する額及び平成 11 年度以降の老朽施設改築